

公立大学法人宮城大学と角田市との連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 公立大学法人宮城大学（以下「甲」という。）と角田市（以下「乙」という。）は、次に掲げる事項において、連携・協力することにより、相互の事業効果を高めることを目的として、この協定を締結する。

(連携・協力する事項)

第2条 甲、乙は、それぞれ次の事項について、連携・協力する。

- (1) 角田市の健康(幸)長寿社会推進に関する事項
- (2) その他角田市のまちづくり全般に関する事項
- (3) 宮城大学の教育・学術・研究活動等に関する事項
- (4) その他前号の目的達成のために必要と認められる事項

(連携・協力の実施内容)

第3条 前条に定める連携・協力する事項における具体的な実施内容については、甲乙間で協議して定める。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、平成32年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日の1ヵ月前までに、甲乙いずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定の条項解釈について疑義を生じたとき、またはこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の証として本協定書を2通作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を所持する。

平成29年1月17日

甲 宮城県黒川郡大和町学苑1番地1

公立大学法人宮城大学

理事長 **西垣克**

乙 宮城県角田市角田字大坊41番地

角田市長 **大友喜助**